

商 標 法

1949.11.28 法律第 71 号
1958.3.11 法律第 408 号
1963.3.5 法律第 1295 号
1973.2.8 法律第 2506 号
1973.12.31 法律第 2659 号
1976.12.31 法律第 2957 号
(政府組織法中改正法律)
1980.12.31 法律第 3326 号
1986.12.31 法律第 3892 号
1990.1.13 法律第 4210 号
[全文改正]
1993.3.6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4597 号
1995.1.5 法律第 4895 号
1995.12.29 法律第 5083 号
1997.4.10 法律第 5329 号
(特許法中改正法律)
1997.8.22 法律第 5355 号
1998.9.23 法律第 5576 号
(特許法中改正法律)
2001.2.3 法律第 6414 号
2002.1.26 法律第 6626 号
(民事訴訟法中改正法律)
2002.12.11 法律第 6765 号

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発展に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

第 2 条【定義】

①この法律で使用する用語の定義は次の通りである。〈改正 1995.12.29、1997.8.22〉

1.“商標”とは、商品を生産し、加工し、証明し、又は販売することを業として営む者が自己の業務に関連する商品を他人の商品と識別させるために使用する次の各目の一に該当するもの(以下、“標章”という。)をいう。

イ.記号・文字・図形若しくは立体的形状又はこれらを結合したもの

ロ.イ目のそれぞれに色彩を結合したもの

2.“サービス標”とは、サービス業を営む者が自己のサービス業を他人のサービス業と識別させるために使用する標章をいう。

3.“団体標章”とは、同種業者又は同種業者及びこれと密接な関係がある業者が設立した法人がその監督下にある団体員の営業に係る商品又はサービス業に使用させるための標章をいう。

4.“業務標章”とは、営利を目的としない業務を営む者がその業務を表象するために使用する標章をいう。

5.“登録商標”とは、商標登録を受けている商標をいう。

6.“商標の使用”とは、次の各目の一に該当する行為をいう。

イ.商品又は商品の包装に商標を付する行為

ロ.商品又は商品の包装に商標を付したものを譲渡若しくは引き渡し、又はその目的で展示し、又は輸出し若しくは輸入する行為

ハ.商品に関する広告・定価表・取引書類・看板又は標札に商標を付して展示し、又は頒布する行為

②第1項第6条イ目乃至ハ目において、商品、商品の包装、広告、看板又は標札に商標を付すること行為には、商品、商品の包装、広告、看板又は標札を標章の形状とすることが含まれるものとする。〈新設 1997.8.22〉

③サービス標・団体標章及び業務標章については、この法律に別段の定めがあるものを除き、この法律のうち商標に係る規定を適用する。

第3条【商標登録を受けることができる者】 韓国内で商標を使用する者又は使用しようとする者は、自己の商標の登録を受けることができる。ただし、特許庁の職員及び特許審判院の職員は相続又は遺贈の場合を除き、在職中、商標の登録を受けることができない。〈改正 1995.1.5〉

第4条【業務標章の登録を受けることができる者】 韓国内で営利を目的としない業務を営む者は、自己の業務標章の登録を受けることができる。

第5条【特許法の準用】 特許法第3条乃至第26条及び同法第28条乃至第28条の5の規定は、商標についてこれを準用する。この場合において、同法第6条・第11条第1項第4号・第15条第1項及び第17条中“第132条の3”とあるのは、それぞれ“第70条の2又は第70条の3”と、同法第28条第2項但し書き中“特許権及び特許”とあるのは“商標権及び商標”と、“特許協力条約第2条(vii)の規定による国際出願(以下“国際出願”という)”とあるのは“標章の国際登録に関するマドリッド協定における議定書(以下“議定書”という)第2条(2)の規定による国際出願(以下“国際出願”という)”と読み替えるものとする。〈改正 1998.9.23、2001.2.3: 議定書の効力発生時から施行〉

第2章 商標登録要件及び商標登録出願

第6条【商標登録の要件】

①次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。〈改正 1997.8.22〉

- 1.その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 2.その商品について慣用されている商標
- 3.その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む)・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 4.顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標
- 5.ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 6.簡単で、ありふれた標章のみからなる商標
- 7.第1号乃至第6号のほか、需要者が何人かの業務に係る商品であることを識別することができない商標

②第1項第3号乃至第6号に該当する商標であっても、第9条の規定による商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者の間にその商標が何人かの業務に係る商品を表示するものであることを顕著に認識することができるものについては、その商標を使用した商品を指定商品(第10条第1項及び第47条第2項第3号の規定により指定した商品及び追加して指定した商品をいう。以下同じ。)にして、商標登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3〉

第7条【商標登録を受けることができない商標】

①次の各号の一に該当する商標は、第6条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。〈改正 1993.12.10、1997.8.22〉

- 1.大韓民国の国旗・国章・軍旗・勳章・褒章・記章、外国の国旗・国章、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下、パリ条約という。)の同盟国・世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の勳章・褒章・記章、赤十字・オリンピック又は著名な国際機関などの名称若しくは標章と同一又は類似の商標、大韓民国・パリ条約同盟国・世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国・その国家の公共機関が使用する監督用又は証明用の印章又は記号と同一又は類似の商標

2.国家・人種・民族・公共団体・宗教若しくは著名な故人との関係を虚偽に表示し、又はこれらを誹謗若しくは侮辱し、又はこれらについて悪評を受けるおそれがある商標

3.国家・公共団体若しくはこれらの機関と公益法人であって営利を目的としない業務又は営利を目的としない公益事業を表示する標章であって、著名なものと同一又は類似の商標。ただし、国家・公共団体若しくはこれらの機関と公益法人又は公益事業体から自己の標章を商標登録出願するときは、この限りでない。

4.公共の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがある商標

5.政府が開催し若しくは政府の承認を得て開催する博覧会又は外国政府が開催し若しくは外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状若しくは褒章と同一又は類似の標章を有する商標。ただし、その賞牌・賞状若しくは褒章を受けた者が当該博覧会で受賞した商品について商標の一部としてその標章を使用するときは、この限りでない。

6.著名な他人の氏名・名称若しくは商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を得ているものを除く。

7.先願による他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、その登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

8.商標権が消滅した日(商標登録を無効にすべき旨の審決があつた場合は、審決の確定日をいう。)から1年を経過していない他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

9.他人の商品を表示するものとして需要者の間に顕著に認識されている商標と同一又は類似の商標であって、その他人の商品と同一又は類似の商品に使用する商標

10.需要者の間に顕著に認識されている他人の商品又は営業と混同を生ずるおそれがある商標

11.商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある商標

12.韓国内又は外国の需要者の間に特定人の商品を表示するものと顕著に認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその特定人に損害を加えようとする等、不正な目的を持って使用する商標

13.商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

14.世界貿易機構の加盟国内の葡萄酒及び蒸留酒の産地に関し地理的表示で構成され、又は同表示を含む商標であって、葡萄酒・蒸留酒若しくはこれと類似の商品について使用する商標

②第1項第6号・第9号及び第10号の規定に該当する商標であっても、商標登録出願の時にこれに該当しないものについては、当該規定は、適用しない。

③第1項第7号及び第8号の規定は、商標登録出願時にこれに該当するもの(他人の登録商標が第71条第3項の規定により無効となった場合もこれに該当するものとみなす。)について、これを適用する。ただし、商標登録出願の後に商標権者と商標登録出願人(以下、“出願人”という。)が同一になった場合は、この限りでない。〈改正 1997.8.22〉

④第1項第8号の規定は次の各号の一に該当する場合は、これを適用しない。〈改正 1993.12.10、1997.8.22〉

1.登録商標が、商標権の消滅した日前1年以上使用されていない場合

2.登録商標が第1項第6号・第9号・第10号及び第12号、第8条又は第73条第1項第7号の規定に違反したことを事由として無効又は取消しの審決が確定した後、その正当な出願人が商標登録出願をした場合

3.登録商標に対する商標権の存続期間更新登録出願がされなかったまま第43条第2項ただし書の規定による6月の期間が経過した後、商標登録出願した場合

⑤第73条第1項第2号・第3号・第5号乃至第9号の規定に該当する旨を理由として商標登録の取消しの審判が請求され、その請求日以後に次の各号の一に該当するに至ったときは、商標権者及びその商標を使用した者は、その該当するに至った日から3年を経過した後、商標登録出願をしなければ、消滅した登録商標と同一又は類似する商標をその指定商品と同一又は類似する商品について商標登録を受けることができない。〈改正 1997.8.22〉

1.存続期間満了により商標権が消滅した場合

2.商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合

3.商標登録取消しの審決が確定した場合

第8条【先願】

①同一又は類似の商品に使用する同一又は類似の商標について、異なった日に二以上の商標登録出願があったときは、先に出願した者のみがその商標について商標登録を受けることができる。

②同一又は類似の商品について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があったときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許庁長が行う抽選により決定された一の出願人のみが商標登録を受けることができる。

③商標登録出願が放棄され取下げ若しくは無効となったとき、又は商法登録拒絶決定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は第1項及び第2項の規定の適用については、初めからなかったものとみなす。〈改定 2001.2.3〉

④特許庁長は、第2項の場合は、出願人に期間を定めて、協議の結果を届け出るべき旨を命じその期間内に届出がないときは、第2項の規定による協議は成立しなかったものとみなす。

⑤第73条第1項第3号の規定に該当する旨を理由として商標登録の取消しの審判が請求され、その請求日以後に次の各号の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った日から3月間は取消審判請求人のみが商標登録出願をし、消滅した登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に対し商標登録を受けることができる。〈改正 1997.8.22〉

1.第43条第2項ただし書の期間が経過した場合

2.商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合

3.商標登録取消しの審決が確定した場合

〈本条題目改定 2001.2.3〉

第9条【商標登録出願】

①商標登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、2001.2.3〉

1.出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)

2.出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3.商標

4.指定商品及びその類区分

5.第20条第3項に規定した事項(優先権を主張しようとする場合に限り記載する。)

6.〈削除 2001.2.3〉

7.その他通商産業部令で定める事項

②商標登録を受けようとする商標が立体的形状(記号・文字・図形若しくは色彩又はこれらと結合からなるものを含む。)からなる商標(以下“立体商標”という。)については、その旨を出願書に記載しなければならない。〈改正 1997.8.22〉

③団体標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項の他に大統領令で定める団体標章の使用に係る事項を定めた定款を添付した団体標章登録出願書を提出しなければならない。

④業務標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項のほか、その業務の経営事実を立証する書面を添付した業務標章登録出願書を提出しなければならない。

第9条の2【出願の日の認定等】

①特許庁長は、商標登録出願が、次の各号の一に該当する場合を除き、商標登録出願に係る出願書が特許庁に到達した日を商標登録出願日として認定しなければならない。

1. 商標登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき
2. 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できない程度に明確でないとき
3. 商標登録出願書に商標登録を受けようとする商標の記載がなく、又はその記載が商標として認識できない程度に鮮明でないとき
4. 指定商品の記載がないとき
5. 国語で記載されていないとき

②特許庁長は、商標登録出願が第1項各号の一に該当するときは、商標登録を受けようとする者に対し、相当の期間を指定して、商標登録出願について補完をすべきことを命じなければならない。

③第2項の規定による補完命令に従って商標登録出願を補完するには、手続の補完に係る書面(以下、“手続補完書”という。)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項の規定による補完命令を受けた者が、指定された期間内にその補完をした場合にはその手続補完書が特許庁に到達した日を商標登録出願日として認定しなければならない。

⑤特許庁長は、第2項の規定による補完命令を受けた者が、指定された期間内にその補完をしないときは、当該商標登録出願は不適当な出願としてこれを却下することができる。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 10 条【1 商標 1 出願】

①商標登録出願をしようとする者は通商産業部令で定める商品類区分上、1 類区分以上の商品を指定して商標ごとに出願しなければならない。この場合、商品及びサービス業を一つの出願として同時に指定することができる。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、1997.8.22、2001.2.3〉

②第 1 項の規定による商品類区分は、商品の類似の範囲を定めるものではない。

第 11 条〈削除 1997.8.22〉

第 12 条【出願の承継及び分割移転等】

①商標登録出願の承継は相続その他一般承継の場合を除き、出願人変更申告をしなければその効力を生じない。〈改正 2001.2.3〉

②商標登録出願はその指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似の指定商品はともに移転しなければならない。

③〈削除 1997.8.22〉

④商標登録出願の相続その他一般承継の場合は、承継人は遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。

⑤商標登録出願が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者全員の承諾を得なければ、その持分を譲渡することができない。〈改正 1997.8.22〉

⑥第 2 項の規定により分割して移転された商標登録出願は原商標登録出願をしたときに
出願したものとみなす。ただし、第 20 条第 3 項及び第 4 項又は第 21 条第 2 項の規定の適用については、この限りでない。

⑦業務標章登録出願はこれを譲渡することができない。ただし、その業務とともに譲渡する場合は、この限りでない。

⑧第 7 条第 1 項第 3 号ただし書の規定による商標登録出願はこれを譲渡することができない。ただし、同条同項同号本文の標章に係る業務とともに譲渡する場合は、この限りでない。

⑨団体標章登録出願はこれを移転することができない。ただし、法人の合併の場合は、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

第 13 条【手続の補正】 特許庁長又は特許審判長は商標に係る出願・請求その他の手続が次の各号の一に該当する場合は期間を定めて補正を命じなければならない。〈改正 2001.2.3,2002.12.11〉

- 1.第 5 条の規定により準用する特許法第 3 条第 1 項又は同法第 6 条の規定に違反した場合
- 2.この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反した場合
- 3.第 37 条の規定により納付すべき手数料を納付しない場合

第 14 条【出願公告決定前の補正】

①出願人は最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲内において第 15 条の場合を除き、その商標登録出願に係る指定商品及び商標を補正することができる。

②第 1 項の規定による補正は、商標登録決定及び商標登録拒絶決定の一に該当する決定(以下“商標登録可否決定”という。)の通知書が送達された後にはすることができない。ただし、第 70 条の 2 の規定による拒絶査定に対する審判を請求した場合はその請求日から 30 日以内又は第 81 条の規定により準用する第 23 条第 2 項・第 45 条第 2 項・第 46 条の 4 第 2 項又は第 48 条第 2 項の規定による意見書の提出期間内に補正することができる。〈改正 1993.12.10、1995.1.5、2001.2.3〉

第 15 条【出願公告決定後の補正】 出願人は第 24 条の規定による出願公告決定の謄本の送達後に第 23 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定による拒絶理由の通知を受け、若しくは第 25 条の規定による商標登録異議の申立てがあるとき、又は第 23 条第 1 項の規定による商標登録拒絶決定及び第 48 条第 1 項の規定による指定商品の追加登録拒絶決定を受け、第 70 条の 2 の規定による拒絶決定に対する審判を請求したときは、次の各号の一に該当する期間内にその拒絶理由若しくは異議の申立ての理由又は商標登録拒絶決定及び指定商品追加登録拒絶決定の理由に示された事項について、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲内において指定商品及び商標を補正することができる。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

- 1.第 23 条第 2 項又は第 48 条第 2 項の規定による意見書の提出期間
- 2.第 27 条第 1 項の規定による答弁書の提出期間
- 3.第 70 条の 2 の規定による拒絶決定に対する審判の請求日から 30 日

第 16 条【出願の要旨変更】

①第 14 条及び第 15 条の規定による補正が次の各号の一に該当する場合は商標登録出願の要旨を変更しないものとみなす。

1.指定商品の範囲の減縮

2.誤記の訂正

3.不明瞭な記載の釈明

4.商標の付記的な部分の削除

②出願公告決定の謄本の送達の前にした商標登録出願に関する商標、又は指定商品の補正が要旨を変更するものと商標権の設定の登録があった後に認めるときは、その商標登録出願はその補正書を提出したときに商標登録出願をしたものとみなす。〈改正 1997.4.10〉

③出願公告決定の謄本の送達の後にした商標登録出願に関する商標、又は指定商品の補正が 15 条の規定に違反したものと商標権の設定の登録があった後に認めるときは、その商標登録出願はその補正をしなかった商標登録出願に関し商標権が設定の登録されたものとみなす。〈新設 1997.4.10〉

第 17 条【補正の却下】

①審査官は、商標登録出願について第 14 条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときは、決定をもってその補正を却下しなければならない。

②審査官は、第 1 項の規定による却下の決定があるときは、当該決定の謄本の送達があった日から 30 日を経過するまでは当該商標登録出願について商標登録可否決定をしてはならず、出願公告をすべき旨の決定をする前に第 1 項の規定による却下の決定があったときは、出願公告決定もしてはならない。〈改正 2001.2.3〉

③審査官は、出願人が第 1 項の規定による却下の決定に対し第 70 条の 3 の規定による補正の却下の決定に対する審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。〈改正 1995.1.5〉

④審査官は、商標登録出願について第 15 条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときは、決定をもってその補正を却下しなければならない。

⑤第 1 項及び第 4 項の規定による却下の決定は書面をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

⑥第 4 項の規定による却下の決定については不服することができない。ただし、第 70 条の 2 の規定による拒絶決定に対する審判を請求する場合は、この限りでない。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

第 18 条【出願の分割】

①出願人は二以上の商品を指定商品として商標登録出願した場合は、第 14 条及び第 15 条の規定による補正をすることができる期間内に二以上の商標登録出願に分割することができる。〈改正 1997.8.22〉

②第 1 項の規定により分割された商標登録出願は、最初に出願したときに商標登録出願されたものとみなす。ただし、第 20 条第 3 項及び第 4 項又は第 21 条第 2 項の規定の適用については、この限りでない。

第 19 条【出願の変更】

①出願人は商標登録出願をサービス標登録出願に変更し、又はサービス標登録出願を商標登録出願に変更することができる。〈改正 1997.8.22〉

②第 1 項の規定により変更された商標登録出願(以下、“変更出願”という。)があった場合にその変更出願は最初に出願した時に商標登録出願又はサービス標登録出願したものとみなす。〈改正 1997.8.22〉

③第 2 項の規定による変更出願は、最初にした商標登録出願について商標登録可否決定又は審決、若しくはサービス標登録出願のサービス標登録可否決定又は審決が確定した後には、することができない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

④第 2 項の規定による変更出願があった場合は、最初にした商標登録出願又はサービス標登録出願は取下げられたものとみなす。〈改正 1997.8.22〉

⑤商標・団体標章・業務標章の相互間とサービス標・団体標章・業務標章の相互間には出願の変更をすることができない。〈改正 1997.8.22〉

第 20 条【条約による優先権主張】

①条約及びこれに準ずるもの(以下、“条約”という。)により大韓民国国民に商標登録の出願に基づく優先権を認める当事国国民がその当事国又は他の当事国に商標登録出願をした後、同一の商標を大韓民国に商標登録出願して優先権を主張するときは、第 8 条の規定の適用についてはその当事国に出願した日を大韓民国に商標登録出願した日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に商標登録出願についての優先権を認める当事国に商標登録出願した後、同一の商標を大韓民国に商標登録出願した場合にも、また同様とする。

②第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は優先権主張の基礎となる最初の出願日から 6 月以内に出願しなければ、これを主張することができない。

③第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は商標登録出願の際に商標登録出願書にその旨、最初に出願した国名及び出願の年月日を記載しなければならない。

④第3項の規定により優先権を主張した者は最初に出願した国の政府が認める商標登録出願の年月日を記載した書面・商標及び指定商品の謄本を商標登録出願日から3月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第3項の規定により優先権を主張した者が第4項の期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、その優先権主張は、効力を失う。

第21条【出願時の特例】

①商標登録を受けることができる者が次の各号の一の博覧会に出品した商品について使用した商標について、その出品した日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をした場合は、当該商標登録出願はその出品の時に出了願したものみなす。

1.政府若しくは地方自治団体が開催する博覧会

2.政府若しくは地方自治団体の承認を得た者が開催する博覧会

3.政府の承認を得て外国で開催する博覧会

4.条約の当事国領域内でその政府若しくはその政府から承認を得た者が開催する国際博覧会

②第1項の規定の適用を受けようとする者はその旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長に提出し、かつ、これを証明することができる書面を商標登録出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第3章 審査

第22条【審査官による審査】

①特許庁長は審査官に商標登録出願及び商標登録異議の申立てを審査させる。

②審査官の資格に関し必要な事項は、大統領令で定める。

③何人もその商標登録出願が第23条第1項各号の一に該当すると認める場合は、その情報を証拠とともに特許庁長に提供することができる。〈改正 1997.8.22〉

第22条の2【専門調査機関に対する商標検索の依頼等】

①特許庁長は、商標登録出願の審査において必要であると認めるときは、専門調査機関に対し商標検索を依頼することができる。〈改正 2001.2.3〉

②特許庁長は、商標登録出願の審査に関し必要であると認めるときは、関係行政機関、若しくは商標に関する知識と経験が豊富な者、又は関係人に協力を要請し若しくは意見を聞くことができる。

③第 1 項の規定による専門調査機関の基準及び商標検索の依頼に関し必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 1997.8.22]

第 23 条【商標登録拒絶の決定及び拒絶理由の通知】

①審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、その商標登録出願について商標登録拒絶の決定をしなければならない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

1.第 3 条ただし書、第 6 条乃至第 8 条、第 10 条第 1 項、第 12 条第 2 項後段・第 5 項・第 7 項乃至第 9 項又は第 5 条の規定により準用する特許法第 25 条の規定により商標登録をすることができないものであるとき

2.条約の規定に違反したとき

3.条約当事国に登録された商標又はこれに類似の商標であって、その商標に係る権利を有する者の代理人若しくは代表者又は商標登録出願の日前 1 年以内に代理人若しくは代表者であった者が、商標に係わる権利を有する者の承諾を得ない等の正当な理由がないのにその商標に係る指定商品と同一又はこれに類似の商品を指定商品として商標登録出願をした場合。ただし、その権利者から商標登録異議の申立てがあるか、又は第 22 条第 3 項の規定による情報の提供があるときに限る。

4.第 2 条第 1 項第 1 号乃至第 4 号の規定による標章の定義に合致しないとき〈新設 2001.2.3〉

②審査官は、第 1 項の規定により商標登録拒絶の決定をしようとするときは、その出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。〈改正 2001.2.3〉

第 24 条【出願公告】

①審査官は、商標登録出願について拒絶の理由の発見をしないときは、出願公告すべき旨の決定をしなければならない。

②特許庁長は、第 1 項の規定による決定があったときは、その決定の謄本を出願人に送達し、その商標登録出願について商標公報に掲載して出願公告をしなければならない。

③特許庁長は出願公告のあった日から 30 日間、商標登録出願書類及びその附属書類を特許庁において公衆の閲覧に提供しなければならない。

第 24 条の 2【損失補償請求権】

①出願人は第 24 条第 2 項(第 49 条第 3 項及び第 81 条第 1 項の規定により準用している場合を含む。)の規定による出願公告があった後、当該商標登録出願に係る指定商品と同一又はこれに類似の商標に対し、当該商用登録出願に係る商標と同一又はこれに類似の商標を使用する者に、書面をもって警告することができる。ただし、出願人が当該商標登録出願の写しを提示する場合には、出願公告前であっても書面にて警告できる。

②第 1 項の規定により、警告をした出願人は警告後、商標権を設定登録する時までの期間に生じた当該商標の使用による業務上の損失に相当する補償金の支給を請求することができる。

③第 2 項の規定による請求権は、当該商標登録出願に係る商標権の損失登録があった後でなければ、これを行行使することができない。

④第 2 項の規定による請求権の行使は、商標権の行使に影響を及ぼさない。

⑤第 52 条・第 66 条・第 69 条及び第 70 条と民法第 760 条及び第 766 条の規定は、第 2 項の規定による請求権を行行使する場合に準用する。この場合において、民法第 766 条第 1 項中“被害者又はその法定代理人がその損害及び加害者を知った日”とあるのは、“当該商標権の設定登録の日”と読み替える。

⑥商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、第 2 項の規定による請求権は、初めから生じなかったものと見なす。

1.商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効となったとき

2.商標登録出願について商標登録拒絶決定が確定したとき

3.第 71 条の規定により商標登録を無効とすべき旨の審決(同条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定による場合を除外する)が確定したとき<本条新設 2001.2.3>

第 25 条【商標登録異議の申立て】

①出願公告があったときは、何人も出願公告日から 30 日以内に、第 23 条第 1 項各号の一に該当する旨を理由として特許庁長に商標登録異議の申立てをすることができる。<改正 1997.8.22>

②商標登録異議の申立てをしようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録異議申立書に必要な証拠を添付し特許庁長に提出しなければならない。<改正 1997.8.22、2001.2.3>

1.商標登録異議申立人の氏名と住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

1の2.代理人がいる場合においては、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地（代理人が特許法人の場合はその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名）〈新設 2001.2.3〉

2.商標登録出願の出願番号

3.該当商品類区分及び指定商品

4.商標登録異議の申立ての趣旨

5.商標登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

第 26 条【商標登録異議の申立ての理由等の補正】 第 25 条第 1 項の規定により商標登録異議の申立てをした者(以下、“異議申立人”という。)は商標登録異議の申立て期間の経過後 30 日以内に商標登録異議申立書に記載した理由及び証拠を補正することができる。

第 27 条【商標登録異議の申立てに対する決定】

①審査官は、商標登録異議の申立てがあったときは、商標登録異議申立書の副本を出願人に送達し期間を定めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

②審査官は、第 26 条の規定による期間及び第 1 項の規定による期間経過後に商標登録異議の申立てについて決定をしなければならない。

③異議申立人がその理由及び証拠を提出しなかった場合、第 1 項の規定にかかわらず、第 26 条の規定による期間経過後に決定をもって商標登録異議の申立てを却下することができる。

④商標登録異議の申立てに対する決定は書面をもって行い、その理由を附さなければならない。

⑤特許庁長は第 2 項の決定があったときは、その決定の謄本を出願人及び異議申立人に送達しなければならない。

⑥商標登録異議の申立てに対する決定については不服することができない。

⑦第 4 項の規定による決定理由を附するにおいて、二以上の指定商品に対する決定理由が異なる場合は商品ごとに決定理由を附さなければならない。〈新設 1997.8.22〉

第 28 条【商標登録出願公告後の職権による商標登録拒絶決定】

①審査官は、出願公告後拒絶の理由を発見した場合、職権により第 23 条の規定による商標登録拒絶決定をすることができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②第 1 項の規定により商標登録拒絶決定をする場合は、第 25 条の規定による商標登録異議の申立てがあってもその商標登録異議の申立てについては決定をしない。〈改正 2001.2.3〉

③特許庁長は、第 1 項の規定により商標登録拒絶決定をする場合は、異議申立人に商標登録拒絶決定の謄本を送達しなければならない。〈改正 2001.2.3.〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 29 条【商標登録異議の申立ての競合】

①審査官は、二以上の商標登録異議の申立てについて審査又は決定を併合し若しくは分離することができる。

②審査官は、二以上の商標登録異議の申立てがある場合、その中のいずれか一の商標登録異議の申立てについて審査した結果、異議の申立ての理由があると認めるときは、他の商標登録異議の申立てについては決定をしないことができる。

③特許庁長は第 2 項の規定により商標登録異議の申立てについての決定をしなかった異議申立人についても商標登録拒絶決定の謄本を送達しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

第 30 条【商標登録の決定】 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由の発見をしないときは、商標登録すべき旨の決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 31 条【商標登録可否決定の方式】

①商標可否決定は文書をもって行い、その理由を附さなければならない。

②特許庁長は、商標登録可否決定があった場合、その決定の謄本を出願人に送達しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 32 条【審査又は訴訟手続の中止】

①商標登録出願の審査において必要があるときは、審決が確定するまで、又は訴訟手続が完結するまでその商標登録出願の審査の手続を中止することができる。

②法院は訴訟において必要があるときは、商標登録可否決定が確定する時まで、その訴訟手続を中止することができる。〈改正 2001.2.3〉

第 33 条【特許法等の準用】 特許法第 148 条第 1 号乃至第 5 号・第 7 号及び同法第 157 条、民事訴訟法第 143 条・第 299 条及び同法第 367 条の規定は商標登録出願の審査に準用する。〈改正 2002.1.26〉

第 4 章 商標登録料及び商標登録等

第 34 条【商標登録料】

①商標権の設定の登録・指定商品の追加登録又は商標権の存続期間更新登録を受ける者は商標登録料を納付しなければならない。

②利害関係人は第 1 項の規定による商標登録料を納付すべき者の意思にかかわらず、これを納付することができる。

③第 1 項の規定による商標登録料・その納付方法及び納付期間等について必要な事項は、通商産業部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

第 34 条の 2【商標登録料を納付する際の一部指定商品の放棄】

①2 以上の指定商品がある商標登録出願に対する商標登録決定を受けた者、指定商品の追加登録出願に対する指定商品の追加登録決定を受けた者又は、商標権の存続期間更新登録出願の商標権の存続期間更新登録決定を受けた者が、商標登録料を納付したときには指定商品別にこれを放棄することができる。

②第 1 項の規定による指定商品の放棄に係る必要な事項は、産業資源部令で定める。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 35 条【商標登録料の納付期間延長】 特許庁長は第 34 条第 3 項の規定による商標登録料の納付期間を請求により 30 日の期間内に限り、延長することができる。

第 36 条【商標登録料の未納による出願の放棄】 第 34 条第 3 項及び第 35 条に規定した期間内に当該商標登録料を納付しないとき(納付期間が満了になっても、第 36 条の 2 第 2 項の規定による補填期間が満了になっていなかった場合にはその補填期間内に補填しなかったときを言う。)は、商標登録出願又は指定商品の追加登録出願又は商標権の存続期間の更新登録出願は、これを放棄したものとみなす。〈改正 2002.12.11〉

第 36 条の 2【商標登録料の補填】

①特許庁長は、商標権の設定登録・指定商品の追加登録又は商標権の存続期間更新登録を受けようとする者が第 34 条第 3 項又は第 35 条の規定による期間内に商標登録料の一部を納付しなかった場合に、商標登録の補填を命じなければならない。

②第 1 項の規定により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 月以内に商標登録料を補填することができる。

③第 2 項の規定により商標登録料を補填する者は、第 34 条第 3 項又は第 35 条の規定による納付期間を経過して商標登録料を補填する場合に、納付しなかった金額の 2 倍を納付しなければならない。

<本条新設 2002.12.11>

第 36 条の 3【商標登録料の納付又は補填による商標登録出願の回復等】

①36 条の規定により放棄したものとみなす商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の存続期間更新登録出願の出願人は、その責めに帰することができない理由により、第 34 条第 3 項又は第 35 条の規定による納付期間内に商標登録料を納付しないか、若しくは第 36 条の 2 第 2 項の規定による補填期間内に補填しなかったときは、その理由がなくなった日から 14 日以内でその商標登録料を納付するか、又は補填することができる。但し、納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち、遅い日から 6 月が経過したときはこの限りではない。<改正 2002.12.11>

②第 1 項の規定により商標登録料を納付、若しくは補填した者は、第 36 条の規定にかかわらず、その商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の存続期間更新登録出願を放棄しないものとみなす。<改正 2002.12.11>

③第 2 項の規定により、商品登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権が回復されたときには、その商品登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の効力は、第 34 条第 3 項又は第 35 条の規定による納付期間が経過した後、商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権が回復される前に、その商標と同一又はこれと類似した商標を、その指定商品と同一又はこれと類似した商品に使用した場合における行為には及ばない。

<本条新設 2001.2.3>

第 37 条【手数料】

①商標に係る出願・請求その他の手続をする者は手数料を納付しなければならない。ただし、第 71 条第 1 項及び第 72 条第 1 項の規定により審査官が請求する無効審判に対する手数料は、この限りでない。

②第 1 項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間などに関し必要な事項は、通商産業部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

③第 43 条第 2 項ただし書の規定による期間内に商標権の存続期間更新登録出願をしようとする者は第 2 項の規定による手数料に通商産業部令で定める金額を加算して納付しなければならない。〈新設 1993.12.10、1995.12.29〉

第 38 条【商標登録料等の返還】

①納付された商標登録料及び手数料はこれを返還しない。ただし、商標登録料及び手数料が誤って納付された場合は、納付した者の請求により返還する。〈改正 1993.12.10、2001.2.3〉

②特許庁長は、商標登録料及び手数料が誤って納付された場合に、その事実を商標登録料及び手数料を納付した者に通知しなければならない。〈新設 2001.2.3〉

③第 2 項の規定による商標登録料及び手数料の返還は、誤って納付した事実の通知を受けた日から 1 年が経過したときは、請求することができない。〈新設 2001.2.3〉

第 39 条【商標原簿】

①特許庁長は特許庁に商標原簿を備え、次の各号の事項を登録する。〈改正 2001.2.3〉

1.商標権の設定・移転・変更・消滅・回復・存続期間の更新・第 46 条の 2 の規定による商品分類書換・指定商品の追加又は処分の制限〈改正 2002.12.11〉

2.専用使用权又は通常使用权の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3.商標権・専用使用权又は通常使用权を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第 1 項の規定による商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等をもって作成することができる。

③第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、登録事項及び登録手続などに関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 40 条【商標登録証の交付】

①特許庁長は、商標権の設定の登録があったときは、商標権者に対し、商標登録証を交付しなければならない。

②特許庁長は、商標登録証が商標原簿と符合しないときは、申請により又は職権で、商標登録証を回収して訂正交付し、又は新たな商標登録証を交付しなければならない。

第5章 商標権

第41条【商標権の設定の登録】

①商標権は設定の登録により発生する。

②特許庁長は、第34条第1項又は第35条の規定により商標登録料の納付があったとき、第36条の2第2項の規定により商標登録料を補填したとき、又は第36条の3第1項の規定により商標登録料を納付又は補填したときには、商標権を設定するための登録をしなければならない。〈改正 2002.12.11〉

第42条【商標権の存続期間】

①商標権の存続期間は、商標権の設定の登録の日から10年とする。

②商標権の存続期間は、商標権の存続期間更新登録出願によって10年間ずつ更新することができる。〈改正 1993.12.10、1997.8.22〉

第43条【商標権の存続期間の更新登録の出願】

①第42条第2項の規定により商標権の存続期間の更新登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商標権の存続期間更新登録の出願書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

1.第9条第1項第1号・第2号・第4号及び第7号の事項

2.登録商標の登録番号

3.〈削除 1993.12.10〉

②商標権の存続期間更新登録出願は商標権の存続期間の満了前1年以内に出願しなければならない。ただし、この期間内に商標権の存続期間更新登録出願をしない者は商標権の存続期間の満了後6月以内に商標権の存続期間更新登録の出願をすることができる。〈改正 1993.12.10〉

③商標権が共有である場合は共有者全員が共同して商標権の存続期間更新登録出願をしなければならない。

④第1項乃至第3項以外に商標権の存続期間更新登録出願について必要な事項は、通商産業部令で定める。〈改正 1993.12.10、1995.12.29〉

第44条【商標権の存続期間の更新登録出願の分割】

①登録商標の指定商品が二以上の商品となっている場合は、分割して商標権の存続期間更新登録出願をすることができる。〈改正 1997.8.22〉

②第43条第1項の規定による商標権の存続期間更新登録出願が二以上の商品を指定商品として出願された場合は、第14条の規定による補正をすることができる期間内に二以上の商標権の存続期間更新登録出願に分割することができる。〈改正 1997.8.22〉

③第2項の規定により分割された商標権の存続期間更新登録出願は原商標権の存続期間更新登録出願をしたときに出願したものとみなす。

第45条【商標権の存続期間更新登録拒絶決定及び拒絶理由の通知】

①審査官は、商標権の存続期間更新登録出願が次の各号の一に該当する場合は、その商標権の存続期間更新登録出願に対し、商標権の存続期間更新登録拒絶決定をしなければならない。〈改正 1993.12.10、1995.12.29、2001.2.3〉

1.〈削除 1997.8.22〉

2.商標権の存続期間更新登録出願人が当該登録商標の商標権者でない場合

3.第43条第2項の規定に違反した場合

4.及び 5.〈削除 1997.8.22〉

6.商標権の存続期間更新登録出願の指定商品を当該登録商標の指定商品でない商品であつるとき、又はその指定商品の範囲を実質的に拡大した場合

②審査官は、第1項の規定により、商標権の存続期間更新登録拒絶決定をしようとするときは、その出願人に拒絶の理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第46条【商標権の存続期間の更新登録出願等の効力】

①第43条第2項の規定による期間内に商標権の存続期間更新登録出願があつたときは、商標権の存続期間は更新されたものとみなす。ただし、その商標権の存続期間更新登録

出願について商標権の存続期間更新登録拒絶決定が確定したときは、この限りでない。
〈改正 2001.2.3〉

②商標権の存続期間更新登録は原登録の効力が終了する翌日から効力が生ずる。

第 46 条の 2【商品分類書換登録の申請】

①法律第 5355 号商標法中の改定法律の施行前、従前の第 10 条第 1 項の規定による通商産業部令が定める商品類区分に従い商品を指定し、商標権の設定登録・指定商品の追加登録又は商標権の存続期間更新登録を受けた商標権者は、当該指定商品を産業資源部令が定める商品類区分に従い書換（以下“商品分類書換”という。）し、登録を受けなくてはならない。ただし、法律第 5355 号商標法中の改定法律の第 10 条第 1 項の規定による通商産業部令が定める商品類区分に従い商品を指定し、商標権の存続期間更新登録を受けた者は、その限りではない。

②第 1 項の規定による商品分類書換の登録（以下“商品分類書換登録”という。）を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商品分類書換登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、第 43 条第 1 項の規定による商標権の存続期間更新登録出願と同時に商品分類書換登録の申請をしようとするときは、その趣旨と第 4 号の事項を商標権の存続期間更新登録出願書に記載することによって代えることができる。

1.申請者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び営業所の所在地）

2.代理人があるときは、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名）

3.商標登録の登録番号

4.書換の登録を受けようとする指定商品並びに商品類区分

③商品分類書換登録の申請は、商標権の存続期間満了日の前 1 年から存続期間満了日後 6 月までの間にしなければならない。

④商標権が共有である場合は、共有者全員が共同して商品分類書換登録を申請しなければならない。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 46 条の 3【商品分類書換登録の申請の分割】

①第 44 条第 1 項の規定により指定商品を分割して商標権の存続期間更新登録出願をする場合は、商品分類書換登録を分割して申請しなければならない。

②第 44 条第 2 項の規定により、商標権の存続期間更新登録出願が分割された場合には、商品分類書換登録を分割して申請するか、又は既に受け付けられた商品分類書換登録を分割しなければならない。

③第 2 項の規定により、既に受け付けられた商品分類書換登録の申請が分割された場合、当該商品分類書換登録の申請は、原商品分類書換登録を申請したときにこれを申請したものとみなす。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 46 条の 4【商品分類書換登録拒絶決定及び拒絶理由の通知】

①審査官は商品分類書換登録の申請が次の各号の一に該当するときは、その申請について商品分類書換登録拒絶決定をしなければならない。

1.商品分類書換登録の申請の指定商品を当該登録商標の指定商品でない商品とするか、又は指定商品の範囲を実質的に越える場合

2.商品分類書換登録の申請の指定商品が、産業資源部令の定める商品類区分に一致しない場合

3.商品分類書換登録を申請するものが、当該商標の商標権者でない場合

4.第 46 条の 2 第 3 項の規定に違反した場合

〈本条新設 2001.2.3〉

第 46 条の 5【商品分類書換登録】 特許庁長は、第 49 条第 2 項の規定により準用している第 30 条の規定による商品分類書換登録決定がある場合には、指定商品の分類を書換して登録しなければならない。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 47 条【指定商品の追加登録出願】

①商標権者又は出願人は、登録商標又は商標登録出願の指定商品を追加する指定商品の追加登録を受けることができる。〈改正 1997.8.22〉

②第 1 項の規定による指定商品の追加登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した指定商品の追加登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.第 9 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号・第 5 号及び第 7 号の事項

2.登録商標の登録番号又は商標登録出願の出願番号

3.追加して指定すべき商品及びその類区分

第 48 条【指定商品の追加登録拒絶決定及び拒絶理由の通知】

①審査官は、指定商品の追加登録出願が次の各号の一に該当する場合は、その指定商品の追加登録出願について指定商品の追加登録拒絶決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.第 23 条第 1 項各号の一に該当する場合

2.指定商品の追加登録出願人が当該商標権者又は出願人でない場合

3.指定商品の追加登録出願の商標が当該登録商標又は商標登録出願の商標と同一でない場合

4.登録商標の商標権が消滅し、又は商標登録出願が放棄され・取下げられ又は無効にされたとき、又は商標登録出願について商標登録拒絶決定が確定した場合

②審査官は、第 1 項の規定により指定商品の追加登録拒絶決定をしようとするときは、その出願人に拒絶の理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与なければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 49 条【準用規定】

①第 10 条第 1 項・第 13 条・第 14 条・第 16 条・第 17 条・第 22 条・第 30 条乃至第 32 条、特許法第 148 条第 1 号乃至第 5 号及び第 7 号の規定は商標権の存続期間更新登録出願に準用する。〈改正 1997.8.22〉

②第 10 条第 1 項・第 13 条・第 14 条・第 16 条・第 17 条・第 22 条及び第 30 条乃至第 32 条と特許法第 148 条第 1 号乃至第 5 号及び第 7 号の規定は商品分類書換登録に準用する。〈新設 2001.2.3〉

③第 9 条の 2・第 10 条第 1 項・第 13 条乃至第 17 条、第 20 条乃至第 22 条、第 24 条乃至第 32 条、特許法第 148 条第 1 号乃至第 5 号・第 7 号及び同法第 157 条、民事訴訟法第 133 条・第 271 条及び同法第 339 条の規定は指定商品の追加登録出願に準用する。〈改正 1997.8.22、2002.12.11〉

第 50 条【商標権の効力】 商標権者は指定商品についてその登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、第 55 条第 3 項の

規定により専用使用権者が登録商標を使用する権利を専有する範囲内については、この限りでない。

第 51 条【商標権の効力が及ばない範囲】 商標権は、次の各号の一に該当する場合はその効力が及ばない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

- 1.自己の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章又は著名な雅号・芸名・筆名とこれらの著名な略称を普通に使用する方法で表示する商標。ただし、商標権の設定の登録があった後に不正競争の目的でその商標を使用する場合は、この限りでない。
- 2.登録商標の指定商品と同一又はこれに類似する商品の普通名称・産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む)・価格若しくは生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標
- 3.登録商標の指定商品と同一又はこれに類似する商品について慣用する商標と顕著な地理的名称及びその略語又は地図からなる商標
- 4.登録商標の指定商品又はその指定商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

第 52 条【登録商標等の保護範囲】

- ①登録商標の保護範囲は商標登録出願書に記載した商標に基づいて定められる。
- ②指定商品の保護範囲は、商標登録出願書又は商品分類書換登録申請書に記載した商品に基づいて定められる。〈改正 2001.2.3〉

第 53 条【他人の意匠権等との関係】 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用の態様によりその商標登録出願日の前の出願に係る他人の特許権・実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願日の前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品のうち抵触する指定商品についての商標の使用は特許権者・実用新案権者・意匠権者又は著作権者の承諾を得なければ、その登録商標を使用することができない。〈改正 1997.8.22〉

第 54 条【商標権等の移転及び共有】

- ①商標権はその指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似の指定商品はともに移転しなければならない。
- ②ないし④ 〈削除 1997.8.22〉

⑤商標権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。〈改正 1997.8.22〉

⑥商標権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その商標権について専用使用权又は通常使用权を設定することができない。〈改正 1997.8.22〉

⑦業務標章権は、これを譲渡することができない。ただし、その業務とともに譲渡する場合は、この限りでない。

⑧第7条第1項第3号ただし書の規定により登録された商標権はこれを譲渡することができない。ただし、同条同項同号本文の標章に係る業務とともに譲渡する場合は、この限りでない。

⑨団体標章権は、これを移転することができない。ただし、法人の合併の場合は特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑩業務標章権・第7条第1項第3号ただし書の規定による商標権及び団体標章権を目的とする質権はこれを設定することができない。

第54条の2【商標権の分割】

①商標権の指定商品が二以上であるときは、その商標権を指定商品ごとに分割することができる。

②第1項の分割は、第71条第2項の規定による無効審判が請求があったときは、審決が確定するときまでは商標権の消滅後においても行うことができる。

[本条新設 1997.8.22]

第55条【専用使用权】

①商標権者はその商標権について他人に専用使用权を設定することができる。

②業務標章権又は団体標章権については専用使用权を設定することができない。

③第1項の規定による専用使用权の設定を受けた専用使用权者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。

④専用使用权者はその商品に自己の氏名又は名称を表示しなければならない。

⑤専用使用权者は相続その他の一般承継の場合を除き、商標権者の承諾を得なければ、その専用使用权を移転することができない。

⑥専用使用権者は商標権者の承諾を得なければ、その専用使用権について質権を設定し、又は通常使用権を設定することができない。

⑦第 54 条第 5 項及び第 6 項の規定は専用使用権にこれを準用する。

第 56 条【商標権及び専用使用権等の登録の効力】

①次の各号に該当する事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

1.商標権の移転(相続その他一般承継によるものを除く。)・変更・放棄による消滅・存続期間の更新・指定商品の追加又は処分の制限

2.専用使用権の設定・移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)・変更・放棄による消滅又は処分の制限

3.商標権又は専用使用権を目的とする質権の設定・移転(相続その他一般承継によるものを除く。)・変更・放棄による消滅又は処分の制限

②第 1 項各号の規定による商標権・専用使用権及び質権の相続その他一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。

第 57 条【通常使用権】

①商標権者はその商標権について他人に通常使用権を設定することができる。

②第 1 項の規定による通常使用権の設定を受けた通常使用権者は、その設定行為で定められた範囲内において、指定商品について登録商標を使用する権利を有する。

③通常使用権は、相続その他一般承継の場合を除き、商標権者(専用使用権についての通常使用権にあっては、商標権者及び専用使用権者。)の承諾を得なければ、これを移転することができない。

④通常使用権は、商標権者(専用使用権についての通常使用権にあっては、商標権者及び専用使用権者。)の承諾を得なければ、その通常使用権を目的とする質権を設定することができない。

⑤第 54 条第 5 項・第 55 条第 2 項及び第 4 項の規定は通常使用権にこれを準用する。

第 57 条の 2【特許権等の存続期間満了後の商標の使用をする権利】

①商標登録出願の日前又は商標登録出願の日と同日に出願して登録した特許権が、商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、その登録商標の範囲内で、その登録商標の指定商品

と同一又はこれと類似する商標に対し、その登録商標と同一又はこれに類似する商標を使用する権利を有する。ただし、不正競争の目的でその商標を使用する場合には、その限りではない。

②商標登録出願の日前又は商標登録出願の日と同日に出願して登録した特許権が、商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現に存在する特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第118条第1項の効力を有する通常実施権を有する者は、同一又はこれと類似する商品について、その同一商標と同一又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、不正競争の目的でその商標を使用する場合には、その限りではない。

③第2項の規定は、商標の使用をする権利を有する者は、商標権者又は専用使用権者に、相当の対価を支給しなければならない。

④当該商標権者又は専用使用権者は、第1項又は第2項の規定により商標を使用する権利を有する者に、その者の業務に関する商品と自己の業務に関する商品の間に混同を防止するのに必要な表示をするよう請求することができる。

⑤第1項及び第2項の規定により、商標を使用する権利を移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)しようとする時は、商標権者又は専用使用権者の承諾を受けなくてはならない。

⑥第1項乃至第5号の規定は、商標登録出願の日前又は商標登録出願の日と同日に出願して登録した実用新案権又は意匠権がその商標権と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに準用する。

〈本条新設 2001.2.3〉

第58条【通常使用権等の登録の効力】

①次の各号に該当する事項は、これを登録しなければ第3者に対抗することができない。

1.通常使用権の設定・移転(相続その他一般承継によるものを除く。）・変更・放棄による消滅又は処分の制限

2.通常使用権を目的とする質権の設定・移転(相続その他一般承継によるものを除く。）・変更・放棄による消滅又は処分の制限

②通常使用権を登録したときは、その登録後に商標権又は専用使用権を取得した者に対してもその効力が生ずる。

③第1項各号の規定による通常使用権及び質権の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。

第 59 条【商標権の放棄】 商標権者は商標権について指定商品ごとにこれを放棄することができる。

第 60 条【商標権等の放棄の制限】

① 商標権者は専用使用権者・通常使用権者又は質権者の承諾を得なければ、商標権を放棄することができない。

② 専用使用権者は第 55 条第 6 項の規定による質権者、又は通常使用権者の承諾を得なければ専用使用権を放棄することができない。

③ 通常使用権者は第 57 条第 4 項の規定による質権者の承諾を得なければ、通常使用権を放棄することができない。

第 61 条【放棄の効果】 商標権・専用使用権・通常使用権及び質権の放棄がある場合は商標権・専用使用権・通常使用権及び質権はそのときから消滅する。

第 62 条【質権】 商標権・専用使用権又は通常使用権を目的とする質権を設定した場合、質権者は当該登録商標を使用することができない。

第 63 条【質権の物上代位】 質権はこの法律による商標権の使用に対して受けるべき対価又は物に対しても、行うことができる。ただし、その支払い又は引渡前に差押をしなければならない。

第 64 条【商標権の消滅】 商標権者が死亡した日から 3 年以内に相続人がその商標権の移転登録をしなかった場合は、商標権者が死亡した日から 3 年になる日の翌日に商標権が消滅する。

第 64 条の 2【商品分類書換登録をしない場合等の商標権の消滅】

① 次の各号の一に該当する事由があるときには、商品分類書換登録の対象になる指定商品に関する商標権は、第 46 条の 2 第 3 項の規定において商品分類書換登録申請期間の終了日以内に到来する存続期間の満了の日に消滅する。

1. 商品分類書換登録をすべき者が第 46 条の 2 第 3 項に規定する期間内に商品分類書換登録を申請しなかった場合

2. 商品分類書換登録申請が取り下げられた場合

3. 第 5 条の規定に準用される特許法第 16 条第 1 項の規定において商品分類書換に関する手続きが無効になった場合

4. 商品分類書換登録拒絶決定が確定した場合

5. 第 72 条の 2 の規定により商品分類書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合

② 商品分類書換登録の対象になる指定商品で、第 46 条の 2 第 2 項の規定による商品分類書換登録申請書に記載されなかった指定商品に係る商標権は、商品分類書換申請書に記載された指定商品が第 46 条の 5 の規定において書換登録した日に消滅する。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 6 章 商標権者の保護

第 65 条【権利侵害に対する差止請求権等】

① 商標権者又は専用使用権者は、自己の権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、てその侵害の停止又は予防を請求することができる。

② 商標権者又は専用使用権者が第 1 項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除去その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第 66 条【侵害とみなす行為】 次の各号の一に該当する行為は、商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。〈改正 1997.8.22〉

1. 他人の登録商標と同一の商標を、その指定商品と類似する商品に使用し、又は他人の登録商標と類似する商標をその指定商品と同一又は類似する商品に使用する行為

2. 他人の登録商標と同一又は類似する商標を、その指定商品と同一又は類似する商品に使用する目的又は使用させる目的で交付し、又は販売し、又は偽造・模造又は所持する行為

3. 他人の登録商標を偽造若しくは模造する目的、又は偽造若しくは模造させる目的で、その用具を製作し、交付し、販売し、又は所持する行為

4. 他人の登録商標若しくはこれと類似する商標が表示された指定商品と同一又は類似する商品を譲渡若しくは引渡しのために所持する行為

第 67 条【損害の額の推定等】

① 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を故意又は過失により侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵

害した者がその侵害行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の損害額とすることができる。この場合の損害額は、商標権者又は専用使用権者が生産することができた商品の数量に、実体販売した商品の数量を控除した数量に、単位数量当たりの利益額を乗じた額を上限とする。ただし、商標権者又は専用使用権者が当該侵害行為以外の理由で販売することができないとする事情があるときには、当該侵害行為外の事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。〈新設 2001.2.3〉

②商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、権利を侵害した者がその侵害行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

③商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、その登録商標の使用に対し通常受けるべき金銭に相当する額を商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額として、その損害賠償を請求することができる。

④第3項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超える場合は、その超過額についても損害賠償を請求することができる。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、法院は損害賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。〈改正 2001.2.3〉

⑤法院は商標権又は専用使用権の侵害行為に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが、当該事実の性質上極めて困難であるときは、第1項乃至第4項の規定にかかわらず弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。〈新設 2001.2.3〉

第 68 条【故意の推定】 第 90 条の規定により登録商標であることを表示した他人の商標権又は専用使用権を侵害した者は、その侵害行為についてその商標がすでに登録されている事実を知っていたものと推定する。

第 69 条【商標権者等の信用回復】 法院は、故意又は過失により商標権又は専用使用権を侵害したことにより商標権者又は専用使用権者の業務上の信用を害した者に対しては、商標権者又は専用使用権者の請求により、損害賠償に代え、又は損害賠償とともに、商標権者又は専用使用権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第 70 条【書類の提出】 法院は、商標権又は専用使用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、他の当事者に対し、当該侵害行為による損害の計算をするため

必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第7章 審判

第70条の2【拒絶決定に対する審判】 商標登録拒絶決定・指定商品の追加登録拒絶決定・商標権の存続期間更新登録決定及び商品分類書換登録拒絶決定の1に該当する決定(以下“拒絶決定”という。)を受けた者で、不服があるときは、拒絶決定謄本の送達があった日から30日以内に審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第70条の3【補正却下の決定に対する審判】 第17条第1項の規定による補正却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から30日以内に審判を請求することができる。

[本条新設 1995.1.5]

第71条【商標登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号の一に該当するときは、無効審判を請求することができる。この場合において、登録商標に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

1.商標登録又は指定商品の追加登録が第3条ただし書、第6条乃至第8条、第12条第2項後段・第5項及び第7項乃至第9項、第23条第1項第4号又は第5条において準用する特許法第25条の各規定に違反してされたとき

2.商標登録又は指定商品の追加登録が条約に違反してされたとき

3.商標登録又は指定商品の追加登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者によりなされたとき

4.商標登録がされた後において、その商標権者が第5条の規定において準用する特許法第25条の規定により商標権を享有することができない者になったとき、又はその登録商標が条約に違反することとなったとき

5.商標登録がされた後において、その登録商標が第6条第1項各号の一に該当するものとなっているとき(第6条第2項に該当する場合は除外する。)(新設 2001.2.3)

②第1項の規定による無効審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

③商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その商標権は、初めから存在しなかったものとみなす。ただし、第1項第4号又は第5号の規定により商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その登録商標が同号に該当するに至った時から存在しなかったものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

④第3項ただし書の規定において、登録商標が第1項第4号又は第5号に該当するに至った時を特定できないときは、第1項の規定による無効審判が請求され、その請求内容が登録原簿に公示されたときから当該商標権は存在しなかったものと見なす。〈新設 2001.2.3〉

⑤審判長は第1項の審判の請求があったときは、その旨を当該商標権についての専用使用者その他その商標登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第72条【商標権の存続期間更新登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、商標権の存続期間更新登録が次の各号の一に該当するときは、無効審判を請求することができる。この場合において、更新登録された登録商標の指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

1.〈削除 1997.8.22〉

2.商標権の存続期間更新登録が第43条第2項の規定に違反してされたとき

3.商標権の存続期間更新登録が当該商標権者でない者により商標権の存続期間更新登録出願がなされたとき

②第1項の規定による無効審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

③商標権の存続期間更新登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権の存続期間更新登録は、初めから存在しなかったものとみなす。

④第71条第5項の規定は第1項の審判の請求に準用する。〈改正 2002.12.11〉

第72条の2【商品分類書換登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、商品分類書換登録が次の各号の一に該当するときは、無効審判を請求することができる。この場合において、商品分類書換登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

1.商品分類書換登録が当該登録商標の指定商品でない商品とするか、又は指定商品の範囲を実質的に越えてされたとき

2.商品分類書換登録が当該商標の商標権者でない者の申請によりされたとき

3.商品分類書換登録が第 46 条の 2 第 3 項の規定に違反されたとき

②第 71 条第 2 項及び第 5 項の規定は、商品分類転換登録の無効審判に準用する。

③商品分類書換登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該商品分類書換登録はされなかったものとみなす。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 73 条【商標登録の取消しの審判】

①登録商標が次の各号の一に該当する場合はその商標登録を取消すことについての審判を請求することができる。〈改正 1997.8.22〉

1.〈削除 1997.8.22〉

2.商標権者が故意に指定商品に登録商標と類似の商標を使用し、又は指定商品と類似の商品に登録商標若しくはこれについての類似する商標の使用であって需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生ずるものをしたとき

3.商標権者・専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが正当な理由がないのに、登録商標をその指定商品について取消しの審判の請求の日前継続して 3 年以上韓国内で使用していないとき

4.第 54 条第 1 項後段・第 5 項・第 7 項乃至第 9 項の規定に違反したとき

5.団体標章において所属団体が定款の規定に違反して団体標章を他人に使用させたとき

6.団体標章の設定の登録をした後、第 9 条第 3 項の規定による定款を変更することにより需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生ずるものをしたとき

7.第 23 条第 1 項第 3 号本文に該当する商標が登録された場合にその商標について権利を有する者が当該商標登録日から 5 年以内に取消しの審判を請求した場合

8.専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくはこれに類似する商品についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であって需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生ずるものをしたとき。ただし、商標権者が相当の注意をしていたときは、この限りでない。

9.商標権の移転により、類似の登録商標が各々異なる商標権者に属するようになった場合において、その一が自己の登録商標の指定商品と同一又は類似する商品に不正競争の

目的で自己の登録商標の使用であって需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生ずるものをしたとき

②<削除 1997.8.22>

③第1項第3号に該当することを事由として取消しの審判を請求する場合、登録商標の指定商品が二以上ある場合は一部指定商品について取消しの審判を請求することができる。

④第1項第3号に該当することを事由として取消しの審判が請求された場合は、被請求人が当該登録商標を取消しの審判の請求に係る指定商品の中、一以上についてその審判請求日前3年以内に韓国内において正当に使用したことを証明しない限り、商標権者は取消しの審判の請求に係る指定商品について商標登録の取消しを免れない。ただし、被請求人が使用しなかったことについて正当な理由を明らかにしたときは、この限りでない。
<改正 1997.8.22>

⑤第1項第2号・第3号・第5号・第6号・第8号又は第9号に該当することを事由として取消しの審判を請求した後、その審判請求の事由に該当する事実がなくなった場合にも取消事由に影響を及ぼさない。<改正 1997.8.22>

⑥第1項の規定による取消しの審判は利害関係人に限りこれを請求することができる。ただし、同項第2号・第6号・第8号及び第9号に該当することを事由とする審判は何人もこれを請求することができる。<改正 1997.8.22>

⑦商標登録を取消すべき旨の審決が確定したときはその商標権はそのときから消滅する。

⑧第71条第5項の規定は第1項の審判の請求に準用する。<改正 1997.8.22、2002.12.11>

第74条【専用使用権又は通常使用権の登録の取消しの審判】

①専用使用権者又は通常使用権者が第73条第1項第8号の規定に該当する行為をした場合は、その専用使用権又は通常使用権の登録の取消すことについて審判を請求することができる。

②第1項の規定により専用使用権又は通常使用権の登録の取消しの審判を請求した後、その審判請求事由に該当する事実がなくなった場合にも取消事由に影響を及ぼさない。

③第1項の規定による専用使用権又は通常使用権の取消しの審判は何人も、これを請求することができる。

④専用使用権又は通常使用権登録を取消すべき旨の審決が確定したときは、その専用使用権又は通常使用権はそのときから消滅する。

⑤審判長は、第1項の審判の請求があるときは、その旨を当該専用使用権の通常使用権者その他専用使用権について登録をした権利を有する者又は当該通常使用権について登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第75条【権利範囲の確認審判】 商標権者又は利害関係人は登録商標の権利範囲を確認するために商標権の権利範囲の確認審判を請求することができる。

第76条【除斥期間】

①第7条第1項第6号乃至第9号及び第14号、第8条、第72条第1項第2号と第72条の2第1項第3号に該当することを事由とする商標登録の無効審判、商標権の存続期間更新登録の無効審判及び商品分類書換登録の無効審判は商標登録日、商標権の存続期間更新登録日及び商品分類書換登録日から5年を経過した後はこれを請求することができない。〈改正 1993.12.10、1997.8.22、2002.2.3〉

②第73条第1項第2号・第5号・第6号・第8号・第9号及び第74条第1項の規定に該当することを事由とする商標登録の取消しの審判及び専用使用権又は通常使用権登録の取消しの審判は取消事由に該当する事実がなくなった日から3年を経過した後はこれを請求することができない。〈改正 1997.8.22〉

第77条【特許法の準用】 特許法第139条・第140条・第141条乃至第153条・第153条の2及び第154条乃至第166条の規定は審判に準用する。この場合において、同法第139条第1項中“第133条第1項・第134条第1項及び第137条第1項の無効審判”とあるのは“第71条第1項・第72条第1項及び第72条の2第1項の無効審判、第73条第1項の取消審判”と読み替え、同法第161条第2項中“第133条第1項の無効審判”とあるのは“第71条第1項・第72条第1項・第72条の2第1項の無効審判、第73条第3項の取消審判”と読み替え、同法第165条第1項中“第133条第1項・第134条第1項・第135条及び第137条第1項”とあるのは“第71条第1項・第72条第1項・第72条の2第1項・第73条第1項及び第75条”と読み替え、同法第165条第3項中“第132条の3・第136条又は第138条”とあるのは“第70条の2又は第70条の3”と読み替えるものとする。〔本条改正 2001.2.3〕

第78条 <削除 1995.1.5>

第79条【拒絶決定又は補正却下の決定に対する審判請求の方式】

①第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判又は第70条の3の規定による補正却下の決定に対する審判を請求する者は、次の各号の事項を記載した審判の請求書を特許審判院長に提出しなければならない。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

1.請求人及び代理人の氏名と住所(法人にあってはその名称・営業所及び代表者の氏名)

1の2.代理人があるときには、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地(代理人の特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)〈新設 2001.2.3〉

2.出願日付及び出願番号

3.指定商品及びその類区分

4.審査官の拒絶決定日又は補正却下決定日付

5.審判事件の表示

6.請求の趣旨及びその理由

7.<削除 2001.2.3>

②特許審判院長は第 70 条の 2 の規定による拒絶決定に対する審判が請求された場合、当該拒絶査定が商標登録異議の申立てによるものであるときはその旨を異議申立人に通知しなければならない。<改正 1995.1.5、2001.2.3>

<本条題目改正 2001.2.3>

第 80 条 <削除 1995.1.5>

第 81 条【審査規定の拒絶決定に対する審判への準用】

①第 15 条・第 17 条・第 18 条・第 23 条第 2 項・第 24 条乃至第 30 条・第 45 条第 2 項・第 46 条の 4 第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は拒絶決定に対する審判に準用する。この場合において、その商標登録出願又は指定商品の追加登録出願についてすでに出願公告があった場合は第 24 条の規定はこれを準用しない。<改正 1995.1.5、2002.2.3>

②第 1 項の規定により第 17 条を準用する場合は、第 17 条第 3 項中“第 70 条の 3 の規定による補正却下の決定に対する審判を請求したとき”とあるのは、“第 86 条第 2 項の規定により準用する特許法第 186 条第 1 項の規定により訴えを提起したとき”と読み替え、“その審判の審決が確定するときまで”とあるのは、“その判決が確定するときまで”と読み替えるものとする。<改正 1995.1.5>

③第 1 項の規定により準用する第 17 条第 4 項乃至第 6 項・第 23 条第 2 項・第 45 条第 2 項・第 46 条の 4 第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定の適用については拒絶決定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。<改正 2001.2.3>

<本条題目改正 2001.2.3>

第 82 条【拒絶決定及び補正却下の決定に対する審判の特則】

①特許法第 172 条及び第 176 条の規定は、拒絶決定及び補正却下の決定に対する審判についてこれを準用する。この場合において、同法第 176 条第 1 項中“第 132 条の 3”とあ

るのは、“第 70 条の 2 又は第 70 条の 3”と読み替え、“特許拒絶決定、特許権の存続期間の延長登録拒絶決定又は特許取消し決定”とあるのは“拒絶決定又は補正却下決定”と読み替えるものとする。

②第 77 条の規定により準用する特許法第 147 条第 1 項及び第 2 項・第 155 条及び第 156 条の規定は第 70 条の 2 の規定による拒絶決定に対する審判及び第 70 条の 3 の規定による補正却下の決定に対する審判にはこれを適用しない。〈改正 2001.2.3〉

[全文改正 1995.1.5、本条題目改正 2001.2.3]

第 8 章 再審及び訴訟

第 83 条【再審の請求】

- ①当事者は確定した審決に対しては、再審を請求することができる。
- ②民事訴訟法第 451 条及び同法 453 条の規定は、第 1 項の再審の請求に準用する。〈改正 2002.1.26〉

第 84 条【詐害審決に対する不服請求】

- ①審判の請求人及び被請求人が共謀して第 3 者の権利又は利益を詐害する目的をもって審決をさせたときは、第 3 者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。〈改正 1995.1.5〉
- ②第 1 項の再審請求の場合に審判の請求人及び被請求人を共同被請求人とする。〈改正 1995.1.5〉

第 85 条【再審により回復した商標権の効力の制限】 次の各号の一に該当する場合は、商標権の効力は当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意で当該登録商標と同一の商標をその指定商品と同一の商品に使用する行為及び第 66 条各号の一に該当する行為には、及ばない。

- 1.商標登録又は商標権の存続期間更新登録が無効にされた後、再審によりその効力が回復した場合
- 2.商標登録が取消された後、再審によりその効力が回復した場合
- 3.商標権の権利範囲に属さない旨の審決が確定した後、再審によりこれと相反する審決が確定した場合

第 86 条【特許法等の準用】

①特許法第 180 条・第 184 条及び民事訴訟法第 459 条第 1 項の規定は再審の手續及び再審の請求に準用する。〈改正 2002.1.26〉

②特許法第 186 条乃至第 188 条及び第 189 条の規定は訴訟についてこれを準用する。この場合において、同法第 186 条第 1 項の中“審決に対する訴え”とあるのは“審決に対する訴えと第 81 条第 1 項(第 86 条第 1 項の規定により準用する特許法第 184 条の場合を含む。)の規定により準用する第 17 条第 1 項の規定による補正却下決定”と読み替え、同法第 187 条ただし書の中“第 133 条第 1 項・第 134 条第 1 項・第 135 条第 1 項・第 137 条第 1 項・第 138 条第 1 項及び第 3 項”とあるのは、“第 71 条第 1 項・第 72 条第 1 項・第 72 条の 2 第 1 項・第 73 条第 1 項及び第 2 項・第 74 条第 1 項と第 75 条”と読み替えるものとする。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

第 8 章の 2 議定書に基づく国際出願

〈本章新設 2001.2.3: 議定書の効力を生ずる日から施行〉

第 1 節 国際出願等

第 86 条の 2【国際出願】議定書第 2 条(1)の規定に規定する国際登録(以下“国際登録”という。)を受けようとする者は、次の各号の一に該当する商標登録出願又は商標登録を基礎として、特許庁長に国際出願をしなければならない。

- 1.本人の商標登録出願
- 2.本人の商標登録
- 3.本人の商標登録出願及び本人の商標登録

第 86 条の 3【出願人適格】

①特許庁長に国際出願をできる者は次の各号の一に該当するものとする。

- 1.大韓民国の国民
- 2.大韓国内に住所(法人である場合営業所)をもつ者

②2 人以上が共同して国際出願をしようとする場合には出願人適格に関し、産業資源部令で定める要件を満たさなければならない。

第 86 条の 4【国際出願の手続き】

①国際出願をしようとする者は、産業資源部令で定める言語で作成した国際出願書（以下“国際出願書”という。）及び国際出願に必要な書面を特許庁長に提出しなければならない。

②国際出願書には、次の各号事項を記載しなければならない。

1.出願人の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び営業所の所在地）

2.第 86 条の 3 の規定による出願人適格に関する事項

3.商標の保護を受けようとする国家（政府間機構を含む。以下“指定国”という。）

4.議定書第 2 条(1)の規定による基礎出願（以下“基礎出願”という。）の出願日付及び出願番号又は議定書の第 2 条(1)の規定による基礎登録（以下“基礎登録”という。）の登録日付及び登録番号

5.国際登録を受けようとする商標

6.国際登録を受けようとする商品及びその類区分

7.その他産業資源部令が定める事項

③国際出願をしようとする者が、色彩を商標の識別力の要素として色彩を請求しようとする場合は、その旨及び付した色彩又はその組合せを国際出願に記載し、かつ、当該色彩を結合した商標の写しを国際出願書に添付しなければならない。

第 86 条の 5【記載事項の審査等】

①特許庁長は、国際出願書の記載事項と基礎出願又は基礎登録の記載事項が一致するときは、その事実を認めるという旨及び国際出願書の特許庁に到達した日を国際出願書に記載しなければならない。

②特許庁長は第 1 項の規定により到達した日等を記載した後は、直ちに国際出願書及び国際出願に必要な書類を議定書第 2 条(1)の規定する国際事務局（以下“国際事務局”という。）に送り、その国際出願書の写しを当該出願人に送らなければならない。

第 86 条の 6【事後指定】

①国際登録の名義人は、国際登録された商標の保護を受けようとする国家又は政府間機構を追加して指定（以下“事後指定”という。）しようとする場合は、産業資源部令で定めるところにより、特許庁長に事後指定を申請する事ができる。

②第1項の規定が適用するにおいて、国際登録の名義人が国際登録された指定商品の全部又は一部を事後指定することができる。

第86条の7【存続期間の更新】

①国際登録の名義人は、国際登録の存続期間を10年間ごとに更新することができる。

②第1項の規定により、国際登録の存続期間を更新しようとする者は、産業資源部令で定めるところにより、特許庁長に国際登録の存続期間の更新の申請をすることができる。

第86条の8【国際登録の名義変更】

①国際登録の名義人又は承継人は、指定商品又は指定国の全部又は一部において、国際登録の名義を変更することができる。

②第1項の規定により、国際登録の名義を変更しようとする者は、産業資源部令が定めるところにより、国際登録の名義変更を申請することができる。

第86条の9【手数料の納付】

①次の各号の一に該当する者は手数料を特許庁長に納付しなければならない。

- 1.国際出願をしようとする者
- 2.事後指定を申請しようとする者
- 3.第86条の7の規定により、国際登録の存続期間の更新の申請をしようとする者
- 4.第86条の8の規定により、国際登録の名義変更の登録を申請しようとする者

②第1項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間等に係る必要な事項は産業資源部令で定める。

第86条の10【手数料の未納付についての補正】特許庁長は第86条の9第1項各号の一に該当する者が同条第2項の規定により、納付しなければいけない手数料を納付していない場合は、期間を定めて補正を命ずることができる。

第86条の11【手続きの無効】特許庁長は第86条の10の規定により補正命令を受けた者が指定した期間以内にその手数料を納付しないときは、当該手続きを無効にすることができる。

第86条の12【国際登録事項の変更登録等】国際登録事項の変更登録の申請ほか、国際出願に係る必要な事項は、産業資源部令で定める。

第 86 条の 13【業務標章についての適用の除外】第 86 条の 2 乃至第 86 条の 12 の規定は業務標章において、これを適用しない。

第 2 節 国際商標登録出願に係る特例

第 86 条の 14【国際商標登録出願】

①議定書により国際登録された国際出願によって、大韓民国を指定国と指定（事後指定を含む。）した国際出願は、この法律による商標登録出願とみなす。

②第 1 項の規定を適用することにあたって、議定書第 3 条(4)の規定による国際登録の日（以下“国際登録の日”という。）を、この法律による商標登録出願日とみなす。ただし、大韓民国を事後指定した国際出願の場合は、その事後指定が、国際登録簿（議定書第 2 条(1)に規定する国際登録簿をいう、以下同じ。）に登録された日（以下“事後指定の日”という。）この法律による商標登録出願日とみなす。

③第 1 項の規定により、この法律による商標登録出願とみなす国際出願（以下“国際商標登録出願”という。）については、国際登録簿に登録された国際登録名義人の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び営業所の所在地）、商標、指定商品及びその類区分は、この法律による出願人の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び営業所の所在地）、商標、指定商品及びその類区分とみなす。

第 86 条の 15【業務標章の特例】業務標章に係る規定は、国際商標登録出願について、これを適用しない。

第 86 条の 16【国際商標登録出願の特例】

①国際商標登録出願について、この法律を適用するにあたって、国際登録簿に登録された優先権主張の趣旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日は、商標登録出願書に記載された優先権主張の趣旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日とみなす。

②国際商標登録出願について、この法律を適用するにあたって、国際登録簿に登録された立体商標の趣旨は、商標登録出願書に記載された立体商標の趣旨とみなす。

③団体商標を受けようとする者は、産業資源部令が定める期間内に第 9 条第 3 項の規定による定款を提出しなければならない。

第 86 条の 17【国内登録商標がある場合の国際商標登録出願の効果】

①大韓民国に設定登録された商標（国際商標登録出願による登録商標を除外する。以下この条において“国内登録商標”という。）の商標権者が国際商標登録出願をする場合において、次の各号の一の要件を有する場合であって、その国際商標登録出願に係る指定

商品が重複している範囲内については、国内登録商標に係る商標登録出願の日にされたとみなす。

1.国際商標登録出願に基づく国際登録簿に登録された商標(以下、“国際登録商標”という。)と国内登録商標が同一であるもの

2.国際登録商標に係る国際登録名義人と国内登録商標の商標権者が同一であるもの

3.国内登録商標の指定商品が、国際登録商標の指定商品に全て含まれているもの

4.議定書第3条の3の規定による領域拡張の効力が国内登録商標の商標登録の日の後に発生するもの

②第1項の規定による国内登録商標に係る商標登録出願について、条約による優先権が認められる場合においては、その優先権は同項の規定による国際商標出願にも認められる。

③国内登録商標の商標権が、次の各号の一に該当する事由により取消し又は消滅される場合において、その取消し又は消滅された商標権の指定商品と同一の範囲内で第1項及び第2項の規定による当該国際商標登録出願に対する効果は認められない。

1.第73条第1項第2号・第3号及び第5号乃至第9号の規定に該当する事由で商標登録を取消するという審決が確定したとき

2.第73条第1項第2号・第3号及び第5号乃至第9号の規定に該当する事由で商標登録の取消し審判が請求され、その請求日以後に存続期間の満了に基づき、商標権が消滅、又は商標権若しくは指定商品の一部を放棄するとき

第86条の18【出願の承継及び分割移転等の特例】

①第12条第1項の規定について国際商標登録出願の適用については、“相続その他一般承継の場合を除き、出願人変更申告を”とあるのは、“出願人は国際事務局に名義変更申告を”とする。

②国際登録の名義の変更により、国際登録の指定商品の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更された国際登録の名義人についてのそれぞれの出願になったものとみなす。

③第12条第4項の規定は、国際商標登録出願において適用しない。

第86条の19【補正の特例】

①第 14 条第 1 項の規定についての国際商標登録出願の適用については“その商標登録出願に係る指定商品及び商標を”とあるのは、“第 23 条第 2 項の規定による拒絶理由の通知を受けるときに限りその商標登録出願に係る指定商品を”とする。

②第 15 条の規定についての国際商標登録出願の適用については、“指定商品及び商標を”とあるのは、“指定商品を”とする。

③第 16 条第 1 項第 4 号の規定は、国際商標登録出願において適用しない。

④第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定についての国際商標登録出願の適用については、“商標又は指定商品”とあるのは、それぞれ“指定商品”とする。

第 86 条の 20【出願の分割の特例】第 18 条の規定は、国際商標登録出願において適用しない。

第 86 条の 21【出願の変更の特例】第 19 条第 1 項乃至第 4 項の規定は、国際商標登録出願において適用しない。

第 86 条の 22【パリ条約による優先権主張の特例】第 20 条 4 項及び第 5 項の規定において国際商標登録出願をする者が、パリ条約による優先権主張をする場合には、適用しない。

第 86 条の 23【出願時の特例】第 21 条第 2 項の規定についての国際商標登録出願の適用については、“その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長に提出し、かつ、これを証明することができる書面を商標登録出願の日から 30 日以内”とあるのは、“この旨を記載した書面及びこれを証明することができる書面を産業資源部令が定める期間内”とする。

第 86 条の 24【出願公告の特例】第 24 条第 1 項の規定についての国際商標登録出願の適用については“拒絶理由の発見をしないときには”とあるのは、“産業資源部令が定める期間内に拒絶理由の発見をしないときには”とする。

第 86 条の 25【損失補償請求権の特例】第 24 条の 2 第 1 項ただし書きの規定についての国際商標登録出願の適用については、“当該商標登録出願の写し”は“当該国際出願の写し”とする。

第 86 条の 26【商標登録異議の申立ての特例】第 25 条第 2 項第 2 号の規定についての国際商標登録出願の適用については、“商標登録出願の出願番号”とあるのは、“国際商標登録出願の国際登録の番号”とする。

第 86 条の 27【商標登録決定の特例】第 30 条の規定についての国際商標登録出願の適用については、拒絶理由の発見をしないときには”とあるのは、“産業資源部令が定める期間内に拒絶理由の発見をしないときには”とする。

第 86 条の 28【商標登録料等の特例】

①国際商標登録出願をしようとする者、又は第 86 条の 31 の規定により設定の登録を受けた商標権(以下“国際登録基礎商標権”という。)の存続期間を更新しようとする者は、議定書第 8 条(7)(a)に規定する個別手数料を国際事務局に納付しなければならない。

②第 1 項の規定による個別手数料に係る必要な事項は、産業資源部令で定める。

③第 34 条乃至第 36 条の 2 の規定は、国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権において適用しない。

第 86 条の 29【商標登録料等の返還の特例】第 38 条第 1 項本文の規定についての国際商標登録出願の適用については、“納付された商標登録料及び手数料”とあるのは、“納付された手数料”とし、同条同項ただし書きと同条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、“商標登録料及び手数料”は、それぞれ“手数料”とする。

第 86 条の 30【商標原簿への登録の特例】

①第 39 条第 1 項第 1 号の規定についての国際商標登録出願の適用については、“商標権の設定・移転・変更・消滅・存続期間の更新・第 46 条の 2 の規定による商標分類書換・指定商品の追加又は処分の制限”とあるのは、“商標権の設定又は処分の制限”とする。

②国際登録基礎商標権の移転・変更・消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登録されたところによる。

第 86 条の 31【商標登録の設定登録の特例】第 41 条第 2 項の規定についての国際商標登録出願の適用については、“第 34 条第 1 項の規定により商標登録料の納付があったときには”とあるのは、“商標登録決定があったときには”とする。

第 86 条の 32【商標権の存続期間等の特例】

①国際登録基礎商標権の存続期間は、第 86 条の 31 の規定による商標権の設定の登録の日から国際登録の日から 10 年になる日までとする。

②国際登録基礎商標権の存在期間は、国際登録の存続期間の更新により 10 年間ごとに更新することができる。

③第 2 項の規定により国際登録基礎商標権の存続期間の更新があったときは、当該国際基礎商標権の存続期間は、その存続期間の満了の時に更新されるものとする。

④第 42 条乃至第 46 条の 5、第 49 条第 1 項・第 2 項及び第 64 条の 2 の規定は国際登録基礎商標権において適用しない。

第 86 条の 33【指定商品の追加登録出願の特例】第 47 条・第 48 条及び第 49 条第 3 項の規定は国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権において適用しない。

第 86 条の 34【商標権の分割の特例】第 54 条の 2 の規定は、国際登録基礎商標権において適用しない。

第 86 条の 35【商標権の登録の効力の特例】

①国際登録基礎商標権の移転・変更・放棄による消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登録しなければ、その効力を生じない。

②第 56 条第 1 項第 1 号（処分の制限に係る部分を除外する。）の規定は、国際登録基礎商標権において適用しない。

③第 56 条第 2 項の規定についての国際登録基礎商標権の適用については、“商標権・専用使用権”とあるのは、“専用使用権”とする。

第 86 条の 36【国際登録の消滅の効果】

①国際商標登録出願は、基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲内における当該国際商標登録出願が、指定商品の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

②国際登録基礎商標権は、基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲内における当該商標権が、指定商品の全部又は一部について消滅したものとみなす。

③第 1 項及び第 2 項の規定による取り下げ又は消滅の効果は国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生じる。

第 86 条の 37【商標権の放棄の特例】

①第 60 条第 1 項の規定は、国際登録基礎商標権において、適用しない。

②第 61 条の規定についての国際登録基礎商標権の適用については、“商標権・専用使用権”とあるのは、それぞれ“専用使用権”とする。

第 86 条 38【存続期間の更新登録の無効審判の特例】第 72 条及び第 72 条の 2 の規定は、国際登録基礎商標権において、適用しない。

第 3 節 商標登録出願の特例

第 86 条の 39【国際登録の消滅後の商標登録出願の特例】

①大韓民国を指定(事後指定を含む。)する国際登録の対象であった商標について、指定商品の全部又は一部について議定書第 6 条(4)の規定により、その国際登録が消滅したときは、当該国際登録の名義人は、当該商品の全部又は一部について特許庁長に商標登録出願をすることができる。

②第 1 項の規定による商標登録出願は、次の各号の要件を有するときは、国際登録の日(事後指定に係る場合は事後指定の日)出願したとみなす。

1.第 1 項の規定による商標登録出願が同項の規定による国際登録が消滅された日から 3 月以内に出願されること

2.第 1 項の規定による商標登録出願に係る指定商品は同項の規定による国際登録の指定商品に全て含まれていること

3.商標登録を受けようとする商標が、消滅した国際登録の対象であった商標と同一であること

③第 1 項の規定による国際登録に係る国際商標登録出願について、条約による優先権が認められていたときは、その優先権が同項の規定による商標登録出願に認められる。

第 86 条の 40【議定書廃棄後の商標登録出願の特例】

①大韓民国を指定(事後指定を含む。)する国際登録の名義人は、議定書第 15 条(5)(b)の規定により、出願人適格を失ったときは、当該国際登録の名義人であった者は、国際登録した指定商品の全部又は一部について、特許庁長に商標登録をすることができる。

②第 86 条の 39 第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、第 86 条の 39 第 2 項第 1 号中“同項の規定による国際登録が消滅された日から 3 月以内”とあるのは、“議定書第 15 条(3)の規定による廃棄の効力が発じた日から 2 年以内”とみなす。

第 86 条 41【審査の特例】第 23 条・第 24 条及び第 25 条乃至第 29 条の規定は、次の各号の一に該当する商標登録出願(以下“再出願”という。)は、第 86 条の 31 条の規定により、設定登録した本人の登録商標については、当該商標登録出願に適用しない。

1.第 86 条の 39 第 2 項各号の要件を有し、同条第 1 項の規定によりおこなう商標登録出願。

2.第 86 条の 40 第 2 項の規定に準用される第 86 条の 39 第 2 項各号の要件を有し、第 86 条の 40 第 1 項の規定によりおこなう商標登録出願。

第 86 条の 42【除斥期間の特例】再出願に係る当該商標が、設定登録した場合において、従前の国際登録基礎商標権に対し、第 76 条第 1 項の除斥期間が経過したときには、再出願により設定登録した商標に対し、無効審判を請求することができない。

第 9 章 補 則

第 87 条【書類の閲覧等】 商標登録出願及び審判に関する証明、書類の謄本又は抄本の交付、商標原簿及び書類の閲覧又は複写を必要とする者は特許庁長又は特許審判院長にこれを申請することができる。〈改正 1995.1.5〉

第 88 条【商標登録出願・審査・審判・再審書類又は商標原簿等の搬出と公開禁止】

①商標登録出願・審査・審判・再審書類又は商標原簿はこれを外部に搬出することができない。〈改正 1997.8.22〉

②商標登録出願・審査・審判若しくは再審に係属中にある事件の内容又は商標登録可否決定・審決若しくは決定の内容については鑑定・証言又は質疑に応答することができない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

第 89 条【商標公報】

①特許庁は商標公報を発行しなければならない。

②商標公報は通商産業部令で定めるところにより電子的媒体で発行することができる。〈新設 1997.4.10〉

③特許庁長は電子的媒体をもって商標公報を発行する場合は、情報通信網を活用し商標公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。〈新設 1997.4.10、改正 2001.2.3〉

④商標公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

第 90 条【登録商標の表示】 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、登録商標を使用するときは当該商標が登録商標である旨を表示することができる。

第 91 条【虚偽表示の禁止】

①何人も、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。〈改正 1997.8.22〉

1.登録をしていない商標又は商標登録出願をしていない商標を登録商標又は登録出願商標のごとく商品に表示する行為

2.登録をしていない商標又は商標登録出願をしていない商標を登録商標又は登録出願商標のごとく営業用広告・看板・標札・商品の包装又はその他営業用取引書類等に表示する行為

3.指定商品以外の商品について登録商標を使用する場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示をする行為

②第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による商標を表示する行為は商品、商品の包装、広告、看板又は標札を標章の形状とすることを含む。〈新設 1997.8.22〉

第 91 条の 2【登録商標に類似する商標等についての特則】

①第 50 条、第 53 条、第 55 条第 3 項、第 57 条第 2 項、第 62 条、第 67 条第 3 項、第 73 条第 1 項第 3 号及び第 4 項、第 85 条、第 90 条及び第 91 条における“登録商標”には、その登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。〈改正 1997.8.22、2002.12.11〉

②第 66 条第 1 号及び第 73 条第 1 項第 2 号における“登録商標に類似する商標”には、その登録商標に類似の商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含まないものとする。[本条新設 1995.12.29]

第 92 条【特許法の準用】 特許法第 217 条の 2 乃至第 220 条、第 222 条及び第 224 条の 2 の規定は、商標に準用する。〈改正 1995.1.5、1998.9.23〉

第 10 章 罰 則

第 93 条【侵害の罪】 商標権又は専用使用権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億円以下の罰金に処する。〈改正 1997.8.22〉

第 94 条【偽証の罪】

①この法律の規定により宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときは、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

②第1項の規定による罪を犯した者がその事件の商標登録可否決定又は審決の確定する前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。〈改正 2001.2.3〉

第95条【虚偽表示の罪】 第91条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第96条【詐欺行為の罪】 詐欺その他不正な行為により商標登録・指定商品の追加登録・商標権の存続期間の更新登録・商品分類書換登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2001.2.3〉

第97条【両罰規定】 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第93条・第95条又は第96条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各該当条の罰金刑を科する。〈改正 2001.2.3〉

1.第93条の場合：3億ウォン以下の罰金〈新設 2001.2.3〉

2.第95条又は第96条の場合：6千万ウォン以下の罰金〈新設 2001.2.3〉

第97条の2【没収】

①第93条の規定による商標権又は専用使用権の侵害行為に提供され若しくはその侵害行為により生じた商標・包装又は商品と商標又は包装の製作用具は、これを没収する。

②第1項の規定にかかわらず、商品がその機能及び外観を損なわず商標又は包装と容易に分離することができる場合はその商品はこれを没収しないことができる。

[本条新設 1997.8.22]

第98条【過料】

①次の各号の一に該当する者は50万ウォン以下の過料に処する。〈改正 1995.1.5〉

1.民事訴訟法第299条第2項及び同法第367条の規定により宣誓をした者が特許審判院に対し虚偽の陳述をした者〈改正 2002.1.26〉

2.特許審判院から証拠調又は証拠保全に関し、書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が、正当な理由がないのに、その命令に従わなかった者

3.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として呼出しを受けた者が正当な理由がないのに召喚に応じなかったり、又は宣誓・陳述・証言・鑑定若しくは通訳を拒んだ者

②第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③第 2 項の規定による過料の処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に特許庁長に異議の申立てをすることができる。

④第 2 項の規定による過料の処分を受けた者が、第 3 項の規定による異議の申立てをしたときは、特許庁長は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならない、その通報を受けた法院は非訟事件手続法による過料の裁判をする。

⑤第 3 項の規定による期間内に異議の申立てをせず、過料を納付しないときは国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。

附 則

第 1 条【施行日】 この法律は、1990 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条【一般的経過措置】 この法律は、附則第 3 条乃至第 8 条に特段に規定した場合を除き、この法律の施行前に発生した事項にも適用する。ただし、従前の規定により発生した効力については影響を及ぼさない。

第 3 条【補正却下に関する経過措置】 この法律の施行前にした補正については、従前の規定による。

第 4 条【商標登録出願等に関する経過措置】 この法律の施行前にした商標登録出願・商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する抗告審判は、従前の規定による。

第 5 条【商標権の存続期間更新登録の効力に関する経過措置】 この法律の施行前に従前の規定により登録された商標であって、この法律により商標権の存続期間が更新登録された場合は、その登録商標はこの法律により登録されたものとみなす。

第 6 条【使用権の効力に関する経過措置】 この法律の施行前に従前の規定により登録された使用権の効力は、従前の規定による。

第 7 条【登録商標の審判等に関する経過措置】

①この法律の施行前にした商標登録出願・商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願により登録された登録商標の無効審判及び権利範囲の確認審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。ただし、第 71 条第 1 項本文後段及び第 72 条第 1 項本文後段の規定による請求の場合は、この限りでない。

②この法律の施行前に請求した商標登録の取消しの審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。

③この法律の施行前に従前の規定により登録された使用権登録の取消しの審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。ただし、第 74 条第 3 項の規定による請求の場合は、この限りでない。

第 8 条【審判の手続、費用及び損害賠償等に関する経過措置】 この法律の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は、従前の規定による。

附 則<1993.3.6>

第 1 条（施行日） この法律は公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附 則<1993.12.10>

①**（施行日）** この法律は、1994 年 1 月 1 日から施行する。

②**（商標登録出願等に関する経過措置）** この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する抗告審判は、従前の規定による。

③**（商標登録料等の返還期間に関する経過措置）** この法律の施行前に誤りにより納付された商標登録料及び手数料の返還については、従前の規定による。

④**（登録商標の審判等に関する経過措置）** この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願により登録された登録商標に対する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。

附則<1995.1.5>

第1条【施行日】この法律は、1998年3月1日から施行する。

第2条【係属中の事件に関する経過措置】

①この法律の施行前に審判が請求されたり、拒絶査定又は補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件は、この法律により特許審判院に審判が請求され係属中のものとみなす。

②この法律の施行前に審決に対する抗告審判が請求され、又は審判請求書の却下決定に対する即時抗告が請求され、係属中の事件は、この法律により特許法院に訴えが提起され係属中のものとみなす。

第3条【不服を提起することができる事件等に関する経過措置】

①この法律の施行当時に審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定が送達された事件であって、従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものについてはこの法律施行日から30日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定については第86条第2項の規定により準用する特許法第186条第1項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定については第70条の2又は第70条の3の規定による審判を請求することができる。ただし、この法律の施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

②この法律の施行当時に抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件であって、大法院に不服をしなかったものについてはこの法律施行日から30日以内に大法院に不服をすることができる。ただし、この法律の施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③この法律の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第2項の規定により不服が提起された事件は、この法律により大法院に係属中、又は提起されたものとみなす。

第4条【再審事件に関する経過措置】附則第2条及び附則第3条の規定は係属中の再審事件についてこれを準用する。

第5条【書類の移管等】

①特許庁長は、附則第2条第1項(附則第4条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は、附則第 2 条第 2 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関し必要な事項は、大法院規則で定める。

附 則<1995.12.29>

この法律は 1996 年 1 月 1 日から施行する。

附 則<1997.4.10>

第 1 条【施行日】この法は 1997 年 7 月 1 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附 則<1997.8.22>

第 1 条【施行日】この法は 1998 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条【商標登録出願等に関する経過措置】この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する審判については、従前の規定による。

第 3 条【登録商標の審判等に関する経過措置】この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願により登録された登録商標に対する審判、再審及び訴訟については、従前の規定(第 73 条第 1 項第 1 号を除外する。)による。〈改正 2001.2.3〉

第 4 条【連合商標に関する経過措置】

①この法律の施行前にした連合商標登録出願又は連合商標に関する商標権は、この法律による商標登録出願又は商標権とみなす。

②この法律の施行当時に係属中の無効審判又は取消審判であつて、従前の第 11 条第 1 項若しくは第 3 項の違反を理由とし、又は第 54 条第 2 項の違反を理由とするものについては、従前の規定による。

第 5 条【商標登録の取消審判に関する経過措置】この法律の施行日から 3 年となる日まで第 73 条第 1 項第 3 号の規定により請求された取消しの審判については、第 73 条第 4 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

第 6 条【立体商標に関する経過措置】

①この法律の施行前に立体商標を使用した商品を第 21 条第 1 項の規定による博覧会に出品した者が第 2 条の改正規定により当該立体商標に対し商標登録出願をする場合は、この法律の施行日をその商品の博覧会出品の日とみなす。

②この法律の施行前に第 20 条の規定による条約の当事国に立体商標を出願した者が、第 2 条の改正規定により当該立体商標に対し商標登録出願をする場合は、この法律の施行日をその条約の当事国に出願した日とみなす。

附 則<1998.9.23>

第 1 条【施行日】この法律は、1999 年 1 月 1 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条 乃至 第 5 条 〈省略〉

附 則<2001.2.3>

①**【施行日】**この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、公布した日から施行し、第 5 条の改定規定中、国際出願に関する部分と、第 86 条の 2 乃至第 86 条 42 の改正規定は議定書が大韓民国において、効力を生じる日から施行する。

②**【損害補償請求権に対する適用例】**第 24 条の 2 の改正規定は、2001 年 7 月 1 日以後最初に提出される商標登録出願又は指定商品の追加登録出願から適用する。

③**【商標登録出願等の審査等に関する経過措置】**この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に対する審査及び拒絶査定についての審判・再審及び訴訟に対しては、従前の規定による。

④**【登録商標の審判等に関する経過措置】**この法律の施行前に商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願による登録商標の審判・再審及び訴訟に対しては従前の規定による。ただし、2001 年 7 月 1 日以後第 73 条第 1 項第 1 号に

関する商標登録の取消審判の請求・審判・再審及び訴訟をするにあたっては、法律第5355号商標法改正中、法律附則第3条の改正規定を適用する。

附則<2002.1.26>

第1条【施行日】この法律は、2002年7月1日から施行する。

第2条 乃至 第7条 <省略>

附則<2002.12.11>

この法律は、公布後5月が経過した日から施行する。